

大阪市告示第752号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年6月2日（日）	午前7時から
	令和6年6月9日（日）	午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）